

第2部 環境施策の展開

第2部 環境施策の展開

第1部で掲げた「めざすまちの姿」の実現に向け、分野別及び分野横断型の施策を組み合わせ、展開していきます。

〈施策の体系〉



第1章 分野別施策の展開

本章では、第1部第2節で描いた4つの分野別に、まちづくりを進めるうえでの「施策の基本的方向」、「主要な施策」、「成果指標」について示します。

第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

「快適で良好な生活環境のまち」を実現するため、①「黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応」、②「良好な生活環境の保全」、③「気候変動への適応」、④「歴史・景観を活かした美しいまちの実現」に取り組みます。

第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応

施策の基本的方向

黄砂やPM2.5などの大気汚染物質に対して市民が予防行動をとれるようにするため、国や大学と連携した健康影響調査結果を踏まえ、黄砂やPM2.5予測情報を多様な媒体でわかりやすく提供します。
大気汚染に係る環境基準超過日を減少させるため、黄砂やPM2.5、光化学オキシダントなどの大気汚染物質の常時監視と成分分析結果の研究により発生源を推定し、国だけでなく民間企業やNPO団体等に対して発生源対策の推進を働きかけます。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
情報提供	黄砂・PM2.5対策の推進	黄砂やPM2.5に対して市民が予防行動をとれるよう、飛来の予測や行動のめやす等の情報を多様な媒体で市民にわかりやすく提供します。	環境局) 環境保全課
	黄砂・大気汚染物質予測、警報システムの運用	黄砂やPM2.5の予測精度向上や民間のソフト開発を促進するため、測定データの提供などを進めます。 健康影響調査の結果などを踏まえ、わかりやすい情報の提供を行います。	環境局) 環境保全課 環境科学課
発生源対策	黄砂発生対策の研究	国やNPO団体などと協力して黄砂発生源である砂漠や黄土高原の緑化推進などを研究します。	環境局) 環境保全課 環境科学課
	大気汚染物質発生源対策の推進	大気汚染物質の常時監視や成分分析を進め、発生源を推定することにより、発生源対策の推進を国に働きかけます。 民間企業やNPO団体等による大気汚染物質の発生源対策を支援するための研究を行います。	環境局) 環境保全課 環境科学課
	大気汚染に関する調査・研究	国や県、大学などの研究機関と連携して、複雑な大気汚染の機構解明や大気循環による原因物質の移流などの調査・研究を推進します。	環境局) 環境保全課 環境科学課

成果指標

成果指標	現状値(把握年度)	目標値(目標年度)	指標設定の考え方
PM2.5の予測精度	見逃し率 48.1% (2013年度)	30%以下 (2024年度)	PM2.5予測精度向上を図る指標として設定

※「見逃し」は基準超過を予測していなかったが、実際は基準を超過したことを示す。

第2項 良好な生活環境の保全

施策の基本的方向

大気、音、水質などの常時監視を行い、環境基準の達成及び有害化学物質による地下水汚染などの環境リスクの低減に向け、事業者への指導を行うとともに、市民への適切な情報提供を行います。また、吹付けアスベスト(石綿)などの大気への飛散防止のための監視・指導を行います。
さらに、かおりや音、せせらぎといった地域の良い生活環境の創出や保全に努めます。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
大気環境の保全	大気汚染物質発生源対策の推進	大気汚染防止法に基づく排出規制や自主的取り組みなどにより、大気汚染物質の排出削減を図ります。	環境局) 環境保全課
	監視体制の拡充	常時監視システムによる監視体制を充実し大気環境の状況把握に努めるとともに、最新の技術・知見に基づく新たな環境監視へのニーズにも対応していきます。	環境局) 環境保全課
	アスベスト対策	建築物の解体などにおけるアスベスト(石綿)の大気への飛散防止対策の徹底を図ります。また、事故時や震災時に際しては、市民の健康予防の観点から、アスベスト飛散に関する大気環境の把握に努め、適切な措置を講じます。 福岡市のアスベスト対策の基本方針である「福岡市アスベスト対策推進プラン」に基づき、関係局が連携し、建築物のアスベスト除去や解体等工事からの飛散防止、及び情報の一元化・市民への情報発信について対策を推進します。	環境局) 環境保全課 環境局) 環境保全課 財政局) こども未来局) 保健福祉局) 住宅都市局) 教育委員会)
	有害大気汚染物質対策	ベンゼンなどの有害大気汚染物質について調査及び発生源対策を推進します。 地震をはじめとする災害時も想定して、工場・事業場における有害物質の適正管理を推進します。	環境局) 環境保全課
かおり環境の保全	悪臭対策	悪臭防止法及び悪臭対策指導要綱に基づき、工場・事業場などに対して監視指導を行います。 市民からの苦情については、現地状況調査を迅速に行い、必要に応じて法や要綱に基づく測定を行うなどの適正な対応を行います。	環境局) 環境保全課 環境局) 環境保全課 各区)
	騒音・振動対策	道路騒音・振動などの状況を把握するとともに、騒音規制法及び振動規制法に基づき、工場・事業場などに対し騒音・振動対策の指導を行います。 市民からの苦情については、現地状況調査を迅速に行い、必要に応じて法に基づく測定を行うなどの適正な対応を行います。	環境局) 環境保全課 環境局) 環境保全課 各区)

主要な施策			
分類	施策名	施策内容	関係課
水環境の保全	公共用水域の保全	工場・事業場について、法令等の規定に基づく立入検査等により、排出基準への適合状況等の監視・指導を行います。 地震その他の災害時も想定して、工場・事業場における有害物質の適正管理を推進します。	環境局) 環境保全課
	地下水の保全	水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場における有害物質の地下漏洩の防止などの適正管理を促進します。 地下水の水質調査を実施し、汚染が判明した場合には汚染範囲の特定や原因究明を行うなど、健康被害防止に努めます。	環境局) 環境保全課
土壌汚染対策	土壌汚染対策	水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場における有害物質の地下漏洩の防止などの適正管理を促進します。	環境局) 環境保全課
		土壌汚染対策法に基づき、土壌の汚染状況の把握及びその汚染による健康被害防止の措置等を行います。	
化学物質対策	有害化学物質に関する調査研究と情報提供の充実	ダイオキシン類など有害化学物質の適切なモニタリング調査を行います。 新たな環境汚染物質に関する調査研究の充実や、有害化学物質に関する積極的な情報提供を行い、事業者による自主的な管理の改善を促進します。	環境局) 環境保全課 環境科学課
	PRTR(化学物質の排出移動量登録)制度	未規制の有害化学物質については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」により把握された排出量などの情報を市民・事業者幅広く周知するなど、市民生活における化学物質の適切な使用や事業者における自主的な管理の改善を促進します。	環境局) 環境保全課
安全・安心な生活環境の保全	外来生物による被害の防止	ゴケグモ類やアライグマなどの外来生物による、人の生命・身体や農林水産業等への被害防止に努めます。	環境局) 環境調整課 環境科学課 保健福祉局) 生活衛生課 農林水産局) 農業振興課
	健康・環境に係る危機管理	食中毒・感染症など保健衛生や大気汚染・博多湾の水質など環境に関する試験検査・調査研究等を行い、健康・環境に係る危機管理等への機能を強化します。	環境局) 保健環境管理課

成果指標			
成果指標	現状値(把握年度)	目標値(目標年度)	指標設定の考え方
環境基準(大気質)の達成率	NO ₂ 100% (2012年度)	100% (2024年度)	環境基本法第16条第1項の環境基準
環境基準(有害大気汚染物質)の達成率	ベンゼン 100% (2012年度)	100% (2024年度)	環境基本法第16条第1項の環境基準
環境基準(自動車騒音)の達成率	95.3% (2012年度)	100% (2024年度)	環境基本法第16条第1項の環境基準
環境基準(ダイオキシン類)の達成率	100% (2012年度)	100% (2024年度)	ダイオキシン類対策特別措置法第7条の環境基準

第3項 気候変動への適応

施策の基本的方向

避けることのできない気候変動による自然環境への影響や、健康や生活など人間社会への影響を軽減するため、自然や社会のあり方を調整する適応の取組みを推進します。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
安全・安心のまちづくり	浸水対策等の推進	重点地区を定め雨水対策を行う「雨水整備DOプラン」及び雨水対策を強化した「雨水整備レインボープラン天神」に基づき浸水対策を進めるとともに、博多駅・天神周辺地区の分流化事業を実施します。また、公共施設における貯留・浸透施設の導入を促進します。	道路下水道局) 下水道計画課
	渇水対策の推進	異常渇水から市民を守る抜本的な対策として、渇水対策容量を持つ五ヶ山ダムの建設を推進します。	水道局) 計画課
	森林病虫害等の被害対策の推進	海岸線の重要松林を中心に貴重な緑を守るため、薬剤の地上散布や、市民団体の松林保全活動へ抵抗性の強い松苗の提供を行うなどの松くい虫対策を推進します。	農林水産局) 森林・林政課
健康・快適なまちづくり	ヒートアイランド対策の推進	都市部の気温が周辺地域と比べ島状に高くなるヒートアイランド現象への対策として、屋上や壁面等を含む緑化や風の道の活用など、ヒートアイランド対策を推進します。	住宅都市局) みどり政策課 道路下水道局) 計画調整課
		打ち水の普及啓発や緑のカーテンなどによる日陰・クールスポットの創出を行うなど暑熱環境に適応したライフスタイルの構築を推進します。	環境局) 温暖化対策課
熱中症対策の推進	熱中症対策の推進	市民へ注意を促すため、防災メールやホームページを活用して暑さ指数の予測情報を提供します。	環境局) 環境保全課
		福岡市熱中症対策方針(仮称)に基づき、関係局区が連携して予防・対処法の普及啓発などの熱中症対策を推進します。	環境局) 環境保全課 市民局) こども未来局) 保健福祉局) 教育委員会) 各区) 消防局)

成果指標

成果指標	現状値(把握年度)	目標値(目標年度)	指標設定の考え方
都心部における緑被面積 都心部:御笠川~百年橋通り~高宮・大正通りで囲まれたおよそ3km四方、面積920haの範囲	96ha (2007年度)	103ha (2020年度※)	ヒートアイランド現象の緩和につながる都心部の緑を図る指標として設定。(福岡市新・緑の基本計画に掲げる成果指標)

※本計画の目標年度が2024(平成36)年度であるため、関連計画等の点検・見直しと合わせ、指標項目・目標値の再設定を検討する。

第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

施策の基本的方向

市民や事業者との共働により、自然や歴史的風土などと調和した美しい街の実現を図ります。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
歴史・景観を活かした美しいまちの実現	良好な地形・地質及び自然景観の保全	脊振山、立花山、博多湾等の自然環境資源や、室見川等の河川敷やその水生植物群落等身近な環境資源の保全により、福岡市独自の眺望や身近な自然景観を維持します。	各局)
	歴史的文化を活かしたまちづくり	景観法や都市計画法、福岡市都市景観条例その他の様々な手法を活用しながら、市民や事業者との共働による自然や歴史的風土などとの調和のある美しい景観形成を図ります。	住宅都市局) 都市景観室
	良好な公共施設整備	景観に配慮し、周辺環境と調和がとれた建物・道路等の公共施設整備を推進します。	各局)
	モラル・マナーの向上	自転車の放置防止、迷惑駐車防止、空き缶たばこ等の散乱防止、違反広告物対策、ペットの飼い主のマナー向上等について市民啓発を進めます。	市民局) 生活安全課 住宅都市局) 交通計画課 保健福祉局) 生活衛生課 環境局) 循環型社会計画課 住宅都市局) 都市景観室 道路下水道局) 道路管理課

成果指標

成果指標	現状値(把握年度)	目標値(目標年度)	指標設定の考え方
市民のマナーに対する満足度	31.5% (2012年度)	60% (2022年度※)	市民のモラル・マナーの向上の度合いを図る指標として設定 (福岡市基本計画に掲げる成果指標)
自転車放置率	10.5% (2012年度)	10%以下 (2024年度)	市民のモラル・マナーの向上の度合いを図る指標として設定(福岡市道路整備アクションプラン2016に掲げる成果指標をもとに設定)

※本計画の目標年度が2024(平成36)年度であるため、関連計画等の点検・見直しと合わせ、指標項目・目標値の再設定を検討する。

第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

「市民がふれあう自然共生のまち」を実現するため、①「生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成」、②「自然からの恵みの持続的利用の促進」、③「生物多様性の認識の社会への浸透」に取り組みます。

第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成

施策の基本的方向

海洋、島しょ(島々)、干潟、平野、丘陵、山地、河川など、福岡市の多様な生物の生息環境を守るとともに、中心市街地や港湾地域においては、再生・復元を行い、山、川、平野、海のつながりを確保します。
また、動物、水生生物、植物などふくおかの貴重な生き物を守り、豊かな生物相の回復を目指します。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
多様な生き物の生息環境の保全	博多湾の保全	漁場や生物の生息環境にも配慮し、博多湾の富栄養化の原因となるリンに加え、窒素も同時に除去する下水の高度処理の導入を進めます。 多自然護岸を整備するとともに、漂着ごみを含む海面及び海岸の清掃、アオサの回収などを進めます。 また、海底ごみを回収することにより、漁場環境の保全に努めます。	道路下水道局) 下水道計画課 河川計画課 環境局) 循環型社会計画課 農林水産局) 水産振興課 港湾局) 維持課ほか
	干潟の保全	和白や今津の貴重な干潟や前面浅海域の保全を図るとともに、海辺の生態系に配慮した養浜やアマモ場等藻場の造成やモニタリングなどにより、干潟などが有する浄化機能を引き出す方策を実施していきます。	環境局) 環境調整課 港湾局) 環境対策課
	河川の保全	多自然川づくりにより、多様な生物の生息環境および水質の保全などを図り、自然豊かな河川の形成に取り組みます。	道路下水道局) 河川計画課
	みどりの保全・創出	機能が低下した農地や森林の保全・活用など、身近な生きものの生息環境の保全に取り組みます。 優良農地の適正管理に努めるとともに、耕作放棄地の発生防止や再生に努めます。 市街地に残された貴重な樹林地の保全に取り組みます。	農林水産局) 農業政策課 森林・林政課 農林水産局) 農業政策課 住宅都市局) みどり政策課

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
生態系ネットワークの形成	市街地における緑や水の生態系ネットワークの形成	市街地に残された樹林地の保全、公園や自然遊歩道・ビオトープ・市民体験型公園等の整備、公共施設や民有地・建物の緑化の促進、植林活動など、緑の生態系ネットワークの形成に取り組みます。	各局区)
		自然と人が共生するエコパークゾーンや野鳥公園の整備など、海辺の生態系ネットワークの形成に取り組みます。	環境局) 環境調整課 港湾局) 環境対策課 理財課
ふくおかの生き物の保全	自然環境調査	自然環境の保全の基礎資料となる市域の生物の生息状況調査を行い、生き物の保全につなげます。	環境局) 環境調整課
	希少種の保全	天然記念物やその他の希少野生生物等の保護・保全に取り組みます。 開発事業の実施に当たっては、希少種などの生息環境に配慮した事業となるよう誘導します。	環境局) 環境調整課
	外来種による被害の未然防御	外来種に関する調査、啓発、情報発信などに取り組みます。	環境局) 環境調整課

成果指標

成果指標	現状値(把握年度)	目標値(目標年度)	指標設定の考え方
全市域における緑被面積	18,864ha (2007年度)	現状維持 (2020年度※)	多様な生きものの生息環境の場である緑が保全されているかを図る指標として設定。(福岡市新・緑の基本計画に掲げる成果指標)
農地面積(農業振興地域の農用地区区域内)	1,559ha (2014年度)	現状維持 (2023年度※)	農林業の基盤であり、多面的機能を持つ農地や森林が保全されているかを図る指標として設定。
森林面積	11,054ha (2010年度)	現状維持 (2024年度)	
環境基準(博多湾)の達成率	COD 62.5% (2012年度)	100% (2024年度)	環境基本法第16条第1項の環境基準
環境基準(河川水質)の達成率	BOD 100% (2012年度)	100% (2024年度)	
カプトガニの卵塊・幼生数	卵塊:12 幼生:63個体 (2012年度)	現状維持 (2024年度)	カプトガニは成長の過程で干潟や沖合などを移動するが、一定の汚染されていない環境のもとでしか生息できないため、多様な生物の生育・生息の場である博多湾の環境を図る指標として設定。

※本計画の目標年度が2024(平成36)年度であるため、関連計画等の点検・見直しと合わせ、指標項目・目標値の再設定を検討する。

第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進

施策の基本的方向

福岡市の地理的特性を活かし、生物多様性に配慮しながら、安心して暮らせる都市基盤をつくとともに、生物多様性に支えられる文化を継承し、生物多様性の恵みを活かして福岡市の魅力を増進します。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
生物多様性に配慮したまちづくり	快適な都市環境の維持・向上の推進	公共事業の計画や実施に当たり、人と自然とのふれあいや生物の生息環境の保全など生物多様性に配慮するとともに、水と緑を活用した風の道の形成など、生物多様性の恵みを活かし、快適な都市環境の創造に努めます。	各局区)
生物多様性の恵みを活かした安心した暮らし	生物多様性の恵みを活かした災害に強いまちづくり	荒廃森林の間伐等の適切な施業を行うことで森林を健全化し、水源かん養、環境保全など、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮を図ります。	農林水産局) 森林・林政課
		市街地における雨水浸透施設の設置などによる保水機能の向上に取り組みます。	道路下水道局) 下水道計画課
生物多様性の恵みを活かしたふれあいの機会の創出	生物多様性の恵みを活かした福岡市の魅力の増進	野鳥・昆虫や植物などの観察を行いながら、自然環境を学び、理解を深めてもらうイベントなど、自然公園や里山・里海など、豊かな自然環境を活用した環境教育カリキュラム、各種プログラムの充実などに取り組みます。	農林水産局) 農業政策課 こども未来局) 背振少年自然の家 環境局) 環境調整課
		保水機能を併せ持つ親水性のある水辺空間として、自然共生型ため池を計画的に整備します。また、地域の特性を踏まえ、河川や治水池の環境整備に取り組み、うるおいのある水辺空間を確保します。	農林水産局) 農業施設課 道路下水道局) 河川計画課
		各区役所と連携し、市民・事業者との共働による花植えや花の日常管理を行い、身近な花や緑があふれるまちづくりを推進します。	住宅都市局) みどり推進課 各区)
生物多様性の恵みを活かした農水産物の積極的な活用	生物多様性の恵みを活かした農水産物の積極的な活用	農水産物の安全性確保、高付加価値化などにより、福岡・九州の食のブランド化を図ります。	農林水産局) 農業振興課 水産振興課
		学校給食や官公庁・大学の食堂等への市内農水産物の活用や、地場の農水産物を用いた料理教室の開催などにより、地産地消を推進します。	農林水産局) 農業振興課 水産振興課
		農業分野において生物多様性の保全や地球温暖化の防止に貢献するため、環境保全型農業として化学肥料や農薬を低減する取組みを支援します。	農林水産局) 農業振興課
ふくおか固有の文化の継承	生物多様性に支えられる文化の継承	生物多様性に支えられるふくおか固有の風景や、そこから生み出された伝統文化・伝統食・歴史資源などを普及・継承します。	環境局) 環境調整課

成果指標

成果指標	現状値(把握年度)	目標値(目標年度)	指標設定の考え方
身近な緑への満足度	31.6% (2012年度)	55% (2022年度※)	市民が身近な地域においてどれだけ「緑が豊かである」と感じているかを図る指標として設定。(福岡市基本計画に掲げる成果指標)
地域の公園の親しみ度	57.7% (2012年度)	75% (2020年度※)	地域の公園が、生物多様性を活かしたふれあいの場として市民の満足を得ているかを図る指標として設定。(福岡市新・緑の基本計画に掲げる成果指標)
福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思う市民の割合	75.2% (2012年度)	85% (2022年度※)	生物多様性の恵みを活かした農水産物の積極的な活用に向けた取組みの成果を図る指標として設定。(福岡市基本計画に掲げる成果指標)
学校給食への市内産農産物利用割合(野菜)	11.30% (2012年度)	15.0% (2016年度※)	生物多様性の恵みを活かした農水産物の積極的な活用に向けた取組みの成果を図る指標として設定。(福岡市農林業総合計画に掲げる成果指標)
背振少年自然の家延利用者数	28,737人 (2012年度)	30,000人 (2024年度)	生物多様性の恵みを活かしたふれあいの機会として各施設がどの程度利用されているかを図る指標として設定。
農林業ふれあい施設年間利用者数 ・油山市民の森 ・油山牧場 ・花畑園芸公園 ・市民リフレッシュ農園(今津・立花寺)	872,920人/年 (2013年度)	898,000人/年 (2016年度※)	生物多様性の恵みを活かしたふれあいの機会として各施設がどの程度利用されているかを図る指標として設定。(福岡市農林業総合計画に掲げる成果指標)
海づり公園利用者数	69,719人/年 (2012年度)	72,000人/年 (2024年度)	生物多様性の恵みを活かしたふれあいの機会として各施設がどの程度利用されているかを図る指標として設定。

※本計画の目標年度が2024(平成36)年度であるため、関連計画等の点検・見直しと合わせ、指標項目・目標値の再設定を検討する。

第3項 生物多様性の認識の社会への浸透

施策の基本的方向

市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し、行動できるよう生物多様性を広く社会に浸透させるとともに、市の各施策においても生物多様性の考え方を反映させていきます。
また、ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域との協力関係を構築し、連携した取組みを推進します。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
生物多様性の社会への浸透	市民への生物多様性の認識の理解促進	自然環境や主要な生態系構造などに関する調査、各種メディアを用いた積極的な情報発信・共有などに取り組みます。	環境局) 環境調整課
		野鳥公園などを活用した環境教育や体験学習、環境教育・体験学習プログラムの充実、農林水産業における学習機会の提供などに取り組みます。	環境局) 環境調整課 農林水産局) 各課
		市の各行政分野における計画や市が行う施策、取組み等において、生物多様性の考え方を反映させていきます。	各局区)
生物多様性を支えるネットワークの構築	多様な主体参画の促進、支援 国内外の交流の推進、情報ネットワークの構築	多様な主体の参加による環境活動の推進、産学官などの知の結集による産業創出、生産者と消費者の顔のみえる関係づくりなどに取り組みます。	環境局) 環境調整課
		生物多様性への知識・関心を高めるため、NPO・行政・企業の共働、国際交流、環境情報ネットワークの構築などに取り組みます。	環境局) 環境調整課

成果指標

成果指標	現状値(把握年度)	目標値(目標年度)	指標設定の考え方
生物多様性を理解し、その保全を意識して行動している市民の割合	14.7% (2012年度)	35.0% (2024年度)	生物多様性の社会への浸透の度合いを測る指標として設定。(福岡市基本計画に掲げる成果指標をもとに設定)

第3節 資源を活かす循環のまちづくり

「資源を活かす循環のまち」を実現するため、①「廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進」、②「廃棄物の適正処理の推進」、③「水資源の有効利用の促進」に取り組みます。

第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

施策の基本的方向

特に発生抑制、再使用に重点をおいたごみ減量の推進を図るとともに、事業系ごみのリサイクルシステム構築により資源化の促進を図るなど、さらなるごみ減量・リサイクルの取組みにより、循環型社会の構築を目指します。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
発生抑制・再使用に重点を置いたごみ減量の啓発・情報発信	様々な媒体等を活用した情報発信	様々な媒体や啓発施設を活用し、ごみ減量・リサイクルに関する情報を発信します。特に、簡単に取り組むことができる発生抑制・再使用の具体的な事例などを、対象者の特性に合わせて幅広く普及・啓発します。事業者に対しては、製造・流通・販売の各段階での排出抑制、資源化の実施に向けて、啓発・指導を行います。	環境局) 循環型社会計画課 資源循環推進課
	環境教育・学習機会の提供	出前講座や地域・事業者が発生抑制・再使用・再生利用に取り組む際の中心的役割を担うリーダーの養成講座等を実施するとともに、3Rステーション等の啓発施設を活用し総合的な環境教育・学習の機会を提供します。	環境局) 循環型社会計画課 資源循環推進課
	ごみの分別等に関する啓発・指導	市民・事業者の連携のもとにマイバッグ持参や簡易包装などの発生抑制の行動を推進し、古紙など資源物については、地域集団回収や回収拠点等の活用を促します。また、ごみを定期収集に出す際の生ごみの水切りや適正な分別・排出の徹底を啓発・指導します。	環境局) 循環型社会計画課 資源循環推進課
家庭におけるリサイクルの促進	地域における資源物回収の促進	地域集団回収や地域での資源物回収の拠点となる紙リサイクルボックス、校区紙リサイクルステーション及び民間協力店等での資源物の回収を進めます。	環境局) 資源循環推進課
	有用金属のリサイクルによる資源確保	国内における資源循環の確保に資するため、レアメタル等の有用金属の効率的な回収システムを構築します。	環境局) 資源循環推進課
事業所等におけるごみ減量・リサイクルの促進	事業系食品廃棄物の資源化促進	ごみの組成の中で大きな割合を占め、さらなる資源化の余地が残されている食品廃棄物については、市域内外のリサイクル施設の活用など循環型社会ビジネスの振興も視野に、排出事業者、資源化事業者の自主的・主体的な資源化の取組みを支援・促進します。	環境局) 資源循環推進課
	事業系古紙回収の推進	関係業界団体の協力のもと実施している「事業系古紙回収推進事業」の普及拡大を図るとともに新たな資源化ルートの構築を推進します。	環境局) 資源循環推進課

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
事業所等におけるごみ減量・リサイクルの促進	紙おむつリサイクルの事業化支援	高齢化の進展に伴い、医療機関や介護・福祉施設等から多量に排出されることが見込まれる紙おむつについては、民間事業者による資源化の取組みを支援します。	環境局) 資源循環推進課
	一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底	一定の延べ床面積を超える事業用建築物の所有者等については、引き続きごみ減量に関する計画書の提出などを求め、減量化指導を行うほか、その他の事業用建築物所有者に対しても、資源化・適正処理に向けた指導や支援を行います。また、自己搬入ごみ事前受付センター業務との連携により、排出事業者への指導を徹底します。	環境局) 資源循環推進課 管理課
経済的手法によるごみ減量・リサイクルの推進	ごみ減量・リサイクルの推進に向けた基金の活用	家庭ごみの有料化を契機として創設した「環境市民ファンド」や、「事業系ごみ資源化推進ファンド」を活用し、地域集団回収等報奨制度による資源物回収の支援など、ごみ減量の取組みを促進します。	環境局) 政策経営課 資源循環推進課
	家庭ごみの有料化の継続	ごみの排出者としての役割を明確にするとともに、負担の公平性を確保し、一人ひとりがごみ減量・リサイクルの行動を起こすきっかけをつくるために導入した家庭ごみの有料化を継続します。	環境局) 循環型社会計画課
	事業系ごみの処理手数料の徴収	事業系ごみの処理手数料を徴収することにより、排出者の自己処理責任の明確化、負担の公平性の確保及びごみ減量・リサイクルへの誘導を図ります。	環境局) 循環型社会計画課
各種リサイクル法の推進	各種リサイクル法の推進	食品リサイクル法や小型家電リサイクル法など各種リサイクル法の趣旨に則り、ごみ減量・リサイクルを推進します。	環境局) 資源循環推進課

成果指標

成果指標	現状値(把握年度)	目標値(目標年度)	指標設定の考え方
ごみ処理量	56.3万t (2012年度)	47万t (2024年度)	ごみ減量の効果を図る指標としてごみ処理量を設定するとともに、排出されたごみを資源として有効活用する指標として、ごみのリサイクル率を設定。(福岡市基本計画に掲げる成果指標をもとに設定)
ごみのリサイクル率	30.6% (2012年度)	37% (2024年度)	

第2項 廃棄物の適正処理の推進

施策の基本的方向

処理の優先順位に基づいて発生抑制・再利用・再生利用の取組みを行った上でも排出されるごみについては、効率的な収集運搬体制やごみ処理施設の運営により、適正に処理します。また、不法投棄防止や資源物の持ち去り防止対策に取り組み、適正処理を確保します。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
収集運搬体制の整備	収集運搬の区分及び体制	作業体制・器材等の工夫・見直しなどにより、効率的な収集運搬体制を確保します。また、資源物の適正な分別を誘導します。	環境局) 収集管理課
	資源物の持ち去り防止対策	市民の安全・安心なごみ出し環境を確保するとともに、地域集団回収の円滑な実施を推進するため、持ち去り行為を禁止する条例の施行、パトロール実施など、家庭ごみ及び資源物の持ち去り行為の防止に取り組みます。	環境局) 収集管理課 資源循環推進課
ごみ処理施設の維持・運用	ごみ処理施設の適切な維持・運転・整備とアセットマネジメントを活用した既存施設の効率的運用	環境に配慮した運転管理を行うとともに、定期的に点検・整備を行うことにより、安定的・計画的なごみ処理を行います。 資源ごみの排除・分別の徹底など、搬入物の適正搬入を推進することにより、搬入物の最小化及び資源化を図ります。 処理能力の維持対策等により、施設の機能低下を抑えるとともに、コスト縮減を図りつつ、既存施設の延命化など効率的運用を図ります。	環境局) 管理課 工場整備課
	埋立処分の体制	収集運搬の効率化や、地震・風水害等の災害による緊急事態への対処の視点から、東西2か所の体制を確保します。	環境局) 施設課
周辺市町村との連携	広域連携	福岡市の施設能力を勘案し、近隣市町村との相互協力・連携の観点から、委託契約に基づく搬入受託や相互協定等に基づく、広域連携による適正なごみ処理体制を確保します。 福岡都市圏の市町で構成する福岡都市圏環境行政推進協議会において、相互連携を図り、循環型社会の形成に向けた効率的・効果的な環境行政を進めます。	環境局) 政策経営課 管理課
	災害対策	地震や風水害等自然災害の発生により、一時的に大量発生したごみの処理については、近隣市町村との相互協定や福岡市の地域防災計画、震災廃棄物処理計画及び各種業務マニュアルに基づき、迅速かつ適切に対応します。	環境局) 収集管理課 管理課
適正な廃棄・処理の徹底	産業廃棄物対策	排出事業者及び処理業者に対する立入指導や産業廃棄物に関する情報提供などを継続的に行うことにより、産業廃棄物の発生抑制・再資源化の促進と、適正処理の徹底を図ります。	環境局) 産業廃棄物指導課
	不法投棄防止対策	頻繁に不法投棄される場所のパトロールやカメラによる監視、地域住民団体の不法投棄防止活動に対する支援、広報啓発を継続するとともに、市民・警察と連携して、不法投棄のさらなる防止に努めます。	環境局) 産業廃棄物指導課

成果指標

成果指標	現状値(把握年度)	目標値(目標年度)	指標設定の考え方
不法投棄処理量	87t (2012年度)	39t (2024年度)	適正処理の確保のため、不法投棄防止の効果を図る指標として設定。

第3項 水資源の有効利用の促進

施策の基本的方向

健全な水循環を図り、限られた水資源を有効に利用し、節水型のまちづくりに取り組みます。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
健全な水循環	効率的な配水	配水調整システムを整備し、効率的な配水を行います。	水道局) 水管理課
	水の有効利用	計画的な調査や給水管の取替えなどの漏水防止対策により、水の有効利用を図ります。	水道局) 節水推進課 事業調整課
	節水意識の高揚	節水機器の使用奨励や上手な節水方法についての情報提供等に努め、市民・事業者等の節水意識の高揚を図ります。	水道局) 総務課
	都市の保水機能の強化	森林や農地など保水能力の高い地域の適正な維持管理を促進するとともに、道路、公園などへの浸透・貯留施設の導入や緑化の推進、ため池の保全などにより、都市の保水機能を高めます。 地下水のかん養機能の保全などを図るため、基盤整備にあたっては、雨水貯留・浸透機能を積極的に導入します。	農林水産局) 農業政策課 森林・林政課 農業施設課 水道局) 流域連携課 道路下水道局) 道路計画課 道路下水道局) 下水道計画課 河川計画課
水資源等の有効活用	下水処理水や雨水等の有効利用	貴重な水資源である下水処理水や雨水を有効に利用します。また、下水汚泥などその他の資源についても積極的な利用を図ります。	道路下水道局) 下水道計画課 水道局) 節水推進課
	エネルギーの有効利用	水源から浄水場までの高低差を利用した小水力発電や、浄水場などの施設を活用した太陽光発電など、再生可能エネルギーの導入を推進します。また、下水処理の過程で生じたバイオガスから水素を製造するなど有効利用を図ります。	水道局) 技術管理課 道路下水道局) 下水道計画課
広域的な取組み	水源地域・流域との連携・協力	水源の多くを市外に依存しているため、市外の水源地域・流域との連携・協力を図るとともに、水源かん養林の整備や市民との共働による水源かん養林の保全等の取組みを実施し、水資源の安定的な確保に努めます。	水道局) 流域連携課
	国際協力の推進	環境にやさしい節水型都市づくりを通じて培ってきた経験やノウハウを活かし、水道・下水道分野において国際協力機構(JICA)等を通じた技術協力を推進します。	総務企画局) 国際部 水道局) 経営企画課 道路下水道局) 下水道経営企画課

成果指標

成果指標	現状値(把握年度)	目標値(目標年度)	指標設定の考え方
市民1人あたり水使用量(市民一人一日あたりの家事用水使用量)	201リットル (2012年度)	現状維持 (2024年度)	市民の節水意識の維持向上を図る指標として設定。(福岡市基本計画に掲げる成果指標をもとに設定)